

会津若松市立城南小学校「いじめ防止基本方針」

平成26年3月3日策定

1 いじめの防止等の対策に関する基本方針

【定義】

本校に在籍している当該児童と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの。

(いじめ防止対策推進法定義より)

【基本理念】

- (1) 「思いやり」と「ならぬことはならぬ」という「あいづっこ宣言」の精神を身につけさせ、いじめの未然防止に努める。
- (2) いじめは「どの学校でも、どの子にも起こりうる」という認識のもと、早期発見、即時対応に努める。
- (3) いじめは「ひきょうな行為であり、人間として絶対に許されない」という意識を子どもも大人ももつ。

【いじめの禁止】

児童は、いじめを行ってはならない。

【学校及び職員の責務】

本校は、いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめの未然防止のための取組

- (1) 本校の教育目標に「心やさしい子ども」があり、「相手の立場を考え、実践できる心豊かな子どもを育てること」を目指している。弱い者の立場や、自分のふるまいを正しく捉え行動しようとする児童の力を高めると共に、誤った行動は見過ごさず悔い改めさせる指導に、組織的に取り組む。
- (2) 児童の豊かな情操と道徳心を養い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
 - ① あいづっこ宣言の実践を通して思いやりや規範意識を育む。
 - ② 心を豊かにする体験活動の系統的な実施
児童会：学級対抗や縦割りグループのイベント企画
読書活動：朝読、家読（水曜日奨励）、読み聞かせボランティア
- (3) 保護者並びに地域住民その他の関係機関との連携を図りつつ、いじめ防止に資する児童が自主的に行う児童会活動に対する支援を行う。
 - ① 集団登校と地区見守り隊ボランティア
 - ② 生活委員会による朝の挨拶運動
- (4) 電子メディアを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、必要な啓発活動として、情報モラル教育を計画的に推進する。(情報教育全体計画参照) また、児童を取り巻く電子メディア環境を教員が理解するための研修を行い、適切な指導が実施できるようにする。
- (5) 「自己ベスト」をめざす取り組みを通して、努力することの意義を実感させ、最終的には成就感や自己肯定感を味わわせる。これにより、自らを律する心を強くし、他者との協力や配慮といったソーシャルスキルを高める。

3 いじめの早期発見のための取組

いじめは「どの学校でも、どの子にも起こりうる」「いじめは見えにくいもの」という前提に立ち、いじめではないかとの疑いをもって、早期に関わる。

(1) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、定期的な調査を次のとおり実施する。

- ① 児童対象アンケート調査 年3回（6月、9月、1月）
※ Q Uを活用し、関係性の分析と併せて、より客観的な把握に努める。
- ② 保護者対象アンケート調査・個別懇談 年2回（6月、11月）
- ③ 教育相談を通じた児童からの聞き取り調査 年1回（10月）

(2) いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。

- ① 心の教室（及びスクールカウンセラー）の活用
- ② スクールソーシャルワーカーの活用
- ③ 特別支援学校との連携（障がいに関わる事案の場合）
- ④ いじめ相談窓口として、担任の他、養護教諭も当たることを周知

(3) 人材の確保及び資質の向上

現職教育研修計画の中に、いじめの防止等のための対策に関する研修を位置づけ、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

4 いじめの早期解決のための措置

(1) いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、校内組織に直ちに情報を共有し、校長以下組織的対応を行う。

(2) 情報収集を綿密に行い、事実確認の上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては、毅然とした態度で指導にあたる。

<いじめられた児童・保護者に対して>

- ① いじめられた児童には、「あなたが悪いのではない」事をはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- ② 個人情報の取扱い等、プライバシーには十分留意して対応する。
- ③ 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に事実関係を保護者に伝える。
- ④ 徹底して守り通すことや、秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除く。
- ⑤ 児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ⑥ 児童の状況に合わせた継続的なケアを行う。

<いじめた児童・保護者に対して>

- ① 複数の教職員が連携し、いじめをやめさせる措置をとる。
- ② 必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得て、再発防止に努める。
- ③ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解を得た上で、対応を適切に行えるよう協力を求める。また、保護者に対する継続的な助言に努める。
- ④ 当該児童の指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命・身体を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に配慮する。
- ⑤ 人情情報の取扱い等、プライバシーには十分留意して対応する。
- ⑥ いじめを見ていた児童にも自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることができなくても誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

(3) いじめの事実確認の結果は、校長が責任を持って市教育委員会に報告する。また、いじめが暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合は、警察と連携して対処する。

(4) 事案が、発達障がいや家庭環境に関わる場合、スクールカウンセラー、養護学校、医師、児童相談所、スクールソーシャルワーカーらと連携し、専門的知見からよりよい対処の方策を練る。

5 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 校内における組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」（生徒指導委員会を兼ねる）を設置する。

< 構成員 >

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、特別支援コーディネーター
※ 事案の状況に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察署生活安全課、児童相談所、養護学校との連携を図る。

< 活 動 >

- ① いじめ防止に関すること
- ② いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること
- ④ 保護者への啓発に関すること

< 開 催 >

事案発生時は緊急開催する。

関連して、生徒指導・特別支援全体協議会を年9回開催し、全教職員で配慮を要する児童について共通理解を図り、事例研修等を実施する。

(2) 校外における組織

- ① 五中学区PTA連絡協議会を年3回開催し、学区内の情報交換や啓発活動を行う。
- ② 会津若松地区小学校生徒指導協議会を年3回出席し、情報交換や連携を図る。
- ③ 五中学区小中学校連携事業を年1回開催（原則全教員参加）、五中学区小中学校連携担当者協議会を年1回開催し、情報交換や課題共有を図る。
- ④ 地区区民生委員懇談会を年2回開催し、学区内の情報交換を行う。

6 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、又は、児童や保護者から「いじめられて重大な事態に至った」という申立てがあった場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事案が発生した旨を、市教育委員会に報告する。
- (2) 市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にする調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- (5) 調査の結果を踏まえ、市教育委員会と連携して対処又は再発防止に努める。

7 その他

- (1) いじめの見過ごしや隠蔽をせず、いじめの実態把握及び迅速な対応が図れるように、次の点を学校評価の項目に加え、適切に自校の取組を評価する。

○ いじめの早期発見に関する取組に関すること

- (2) より実効性の高い取組を実施するため、本方針は必要に応じて見直す。

8 年間計画

月	会議	調査(保護者)	調査(児童)	研修	校外
4	生徒指導・特別支援 全体協議会①	家庭訪問		全体計画	
5	生徒指導・特別支援 全体協議会② (いじめ防止対策委員会)			児童理解 資料作成	五中学区 小中連携
6	生徒指導・特別支援 全体協議会③ (いじめ防止対策委員会)	アンケート調査	第1回QUテスト アンケート調査	いじめの 発見・対処	民生委員懇談会 3校連P協議会
7	生徒指導・特別支援 全体協議会④			情報モラル	
8				QUテスト アセスメント	
9	生徒指導・特別支援 全体協議会⑤			事例研修 (個別支援)	民生委員懇談 3校連P協議会
10	生徒指導・特別支援 全体協議会⑥ (いじめ防止対策委員会)		第2回QUテスト アンケート調査 教育相談	児童理解	
11	生徒指導・特別支援 全体協議会⑦ (いじめ防止対策委員会)	アンケート調査 個別懇談		いじめの 発見・対処	五中学区 小中連携
12	生徒指導・特別支援 全体協議会⑧			事例研修 (ADHD等) QUテスト アセスメント	
1			アンケート調査		
2	生徒指導・特別支援 全体協議会⑨			児童理解 資料作成	3校連P協議会
3					